

安全性に懸念のある国・地域の品目に関する取扱要領

1 目的

輸入食品について、流行性の各種病害の発生や、各国の生産実態が異なることで一部の生産国・品目の安全性に不安を感じるお客様もいらっしゃる等から、食材の安全性確保とおお客様の不安を取り除くため、必要な調査・分析を実施する。

また、少しでも安全性に懸念がある場合は、お客様の安全・安心を第一に考えて、リスク回避のために一定期間使用を差し控える。

2 対象

(1) 輸入食品

ア 指定の理由

- (ア) 生産に関わる一定の国際基準があるが、国ごとに農薬、肥料、食品添加物等の使用実態が異なり、国内生産と同じではないこと。
- (イ) 各国の土壌汚染等の状況に関する情報が十分でないこと。
- (ウ) 一部の農産物では、国内では使用が認められていない防カビ剤等の収穫後の使用が行われること。
- (エ) 生産履歴の確認が、国内産に比較して十分行えない場合があること。

イ 指定対象食品の考え方

輸入食品全般を対象とするが、特に次の項目を重点として実施する。

(ア) 輸入果実類

お客様の多くは、収穫後に果実に直接散布される防カビ剤が、残留していて健康に影響を与えるのではないかと云う不安を感じています。使用が認められている防カビ剤は、栽培期間中にも殺菌剤として使用しており、重複散布も多くあります。

お客様の不安を払拭するため、輸入果実類の防カビ剤の残留に注意して、お客様に提供します。

(イ) 河川等の環境汚染等が確認されている地域の野菜類及び魚貝類等

河川等が工場や鉱山等の排水で汚染されている情報がある場合は、農産物や近海の魚介類の汚染が懸念されるので、重金属の汚染等に注意して、お客様に提供します。

ウ 安全性の確認

(ア) 生鮮食品

事前に輸入における安全証明資料の確認、当社の安全性確認(規格書、残留分析農薬・重金属・防カビ剤の分析、及び必要により病害虫の検査等)を実施した上で使用する。

(イ) 懸念される地域の原材料を使用した加工食品

輸入における安全証明資料の確認、当社の安全性確認(規格書、残留分析農薬・重金属・防カビ剤の分析、及び必要により微生物の検査等)を実施した上で使用する。

なお、加工食品においては、製品の検査に加えて、可能な限り原材料分析を合わせて実施する。

エ その他

使用する食品については、次の項目を重視して使用する。

- (ア) 国内生産がないか又は少ない食品
- (イ) 端境期等、国内では年間を通じての安定的な確保が困難な食品
- (ウ) 品質が、国内産と同等又はそれ以上に優れている食品

(2) BSE 発生国の牛肉

ア 指定の理由

飼料への肉骨粉の使用禁止、特定危険部位の除去等適切な管理により、現在、世界的にも BSE の発生は極めて少なく、今でも稀に発生が確認されますが拡大は殆どありません。

従って、輸入制限に関わる事項の多くは、緩和の動向にあります。

しかし、輸入を再開した欧米産の牛肉において、輸入条件不適合な事例が散見されるため、引き続きお客様への BSE に対する安全性の確保対策を実施します。

イ 使用する食品

BSE 発生国の牛肉については、国際的な機関である国際獣疫事務局(OIE)で「リスクが無視できる国」に指定されてきており、なおかつ、厚生労働省の月齢及び危険部位の除去等の輸入基準を踏まえて安全性を確認した牛肉については、使用を制限しません。

ウ 安全性の確認

- (ア) 輸入における安全確認資料の確認
- (イ) 商品本部及び店舗において、頭部、脊柱、脊髄等の危険部位が確実に除去されているか、等の確認を行う。(特に内臓類の使用は十分注意する。)